


勤務時間の割振り変更

修学旅行等の引率では、宿泊を伴うため勤務時間を超過します。いわゆる変形勤務時間となります。超過した分の勤務時間は、別の日に休みを取得することになりますが、ではいつ休みが取れるのでしょうか。

1 超過時間の計算

(1) 超過勤務時間は、1日につき4時間までと決められている。

1日を12時間勤務とみなすため。

 朝6:00出発で22:00消灯として、途中休憩時間を抜くと、実際は15時間勤務なんですけどね。でも本当は22:00以降も巡回だ見張りだと勤務は続く…。

(2) 2泊3日の場合の計算は次のようになる

- ・ 出発日 … 宿泊のため超過勤務4時間とみなす。
- ・ 2日目 … 宿泊のため超過勤務4時間とみなす。
- ・ 最終日 … 宿泊がないため超過勤務0時間とみなす。
- ・ 合計 … 超過勤務8時間とみなす。

2 休みの取り方

- ・ 8時間分あるので、一括して取る場合と、1時間ごとに分割して取る場合とがある。
- ・ 職員ごとに別々の日に取ることができる。

(1) 一括して取る場合 … 1日休みを取り、他の日に15分早く退勤する。

(1日の勤務時間は7時間45分なので、15分余るため)

(2) 分割して取る場合 … 1日4時間の休みを2日間取る

(出発の前日に4時間取り、帰着の翌日に4時間取る)


1日2時間の休みを4日間取る

1日1時間の休みを8日間取る

その他組み合わせ可能

3 休みを取得できる期間（割振り変更期間という）

- ・ 宿泊行事のある週を含む前後の4週間の中で取ることができる。
- ・ 健康への配慮及び円滑な業務遂行のため、できるだけ直近で取ることが望ましい。
- ・ よく運用される場合として、6月15日（千葉県民の日）が4週間内に入っていれば、その日に1日とり、他の日に15分取る方法がある。

 修学旅行が土日にかかった場合、生徒は月曜日は代休となるため、教員も生徒と共に休みたいところだが、他学年の授業を持っていたりすると、休むと迷惑をかけるという思いがあり、出勤してしま^さう。割り切って休めばいいことなのだが、割り切れないのが教師の性。